

令和4年度 総務市民常任委員会行政視察報告

- ◆ 参加委員 委員長 小林 均
- 副委員長 齋藤 徹
- 委員 高宮正彦
- 委員 小野利美
- 委員 堀籠新一
- 委員 平 敏子



視察の様子

- ◆ 視察先 沖縄県石垣市
- ◆ 視察内容 移住定住の取り組み
- ◆ 視察日 令和5年1月31日（火曜日）

石垣市の総人口は平成28年12月末現在において、約4万9千人を突破し増加基調にあるものの、令和7年をピークに人口減少に転じることが予想されていることから、人口減少の抑制や市の機能を維持するための重要な施策として「石垣市地域創生総合戦略」及び「石垣市移住・定住支援計画」を策定し、「日本一幸せあふれるまち石垣市」の実現のため、南(ぱい)ぬ島移住定住支援プロジェクト事業を展開しています。

「さらに住みやすいまち石垣市」を基本理念とし、観光地としてだけでなく、移住・定住先としての認知度を高め人口の社会増減がゼロ以上の状態を維持し、新たな人の流れを生み出すことで地域の活力を維持・発展させ、これらを将来にわたっても持続可能なものとすることを目指しています。

基本理念に基づき、地域コミュニティの維持存続のために人口減少が進む地域や保育・福祉等をはじめとした人材が不足している分野の担い手としての移住・定住を支援することを基本方針としています。

具体的な施策としては、移住希望者への効果的な情報発信を行うため、移住フェア・相談会の開催やポータルサイトの設置、移住体験ツアーを実施する等情報の発信に努めているだけでなく、移住希望者が正しい情報を入手し安心

して移住を計画できるよう移住コンシェルジュの養成や移住者支援組織による受け入れ体制の整備も行われています。

更に担い手確保のため空き家バンクの創設や土地・遊休農地の利活用に関する調査・検討を行うことで、移住後の仕事や住まいの支援も行っております。

令和3年度の実績は、電話、窓口及びメールによる移住相談が84件、移住体験ツアーに6名、相談会には97組の参加があり、7組8名が移住されました。

当市においても、移住定住促進事業が効果的な移住政策となるよう、移住希望者に本市での生活をイメージできるような体験ツアーを実施する等、より総合的な施策を推進する必要があると感じたところであります。

また、移住後の生活の不安を少しでも解消できるようハローワークとの連携を検討すべきであると思われまます。

今後、移住者のニーズに合わせた支援を展開し、移住先として選んでいただけるよう検討すべきであると感じたところであります。

- ◆ 視 察 先 沖縄県糸満市
- ◆ 視察内容 ふるさと納税
- ◆ 視 察 日 令和5年2月1日（水曜日）

糸満市では、沖縄県に営業所がない等の理由から県内で6自治体程度の登録しかないというポータルサイトをいち早く利用し、他自治体に先行して始めたことで、ふるさと納税の寄附金額が平成30年度に約5,500万円だったものが、令和3年度に約4億4,500万円まで急激に増加しています。

県内に営業所が無いため、ポータルサイト登録にあたっては事業者の開拓やサイト掲載について全て担当職員並びに会計年度任用職員が協力し実施されたとのことです。

また、他自治体に先行して始めたことで、最初に寄附してくださった方の約2割がリピーターとなっており、サイトの安定性が高まる等の相乗効果もありました。

更にふるさと納税の定期便では、市内には中小の製造業が多いことから、1

つの会社で定期便をつくるのが厳しいという状況があるため、数社で実施することで、様々な会社間の連携も深まるような取り組みや、市内経済の活性化のため、糸満市観光協会とシステム会社でJVを組み、代行業務を実施することで、観光協会にも委託料の一部が入る仕組みを構築されていました。

寄附金の活用事例については、返礼品事業者の開拓及び商品開発として、近隣の企業へ依頼して糸満市産の果物を用いて作ったビールの開発や、沖縄戦が終わった場所であり日本で唯一住民が巻き込まれた最激戦地となったことから、平和を語り継ぐ子どもたちを育てようという平和の語り部育成事業等を行っています。

当市においても、返礼品充実のため事業者の開拓と商品開発のための人員体制の整備について検討する必要があると感じたところであります。

また、返礼品の名称や写真撮影についても納税者に興味を持ってもらえるよう工夫することを検討すべきであると思われまます。

- ◆ 視 察 先 沖縄県浦添市
- ◆ 視察内容 パートナーシップ制度
- ◆ 視 察 日 令和5年2月1日（水曜日）

浦添市は、沖縄県内初となる「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を令和3年3月に制定し、同年10月に施行され、「パートナーシップ宣誓証明書」の交付を行っています。

条例の概要については、性の多様化に特化し、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め市は「責務」、市民及び事業者については「役割」を定めています。

「性別等による人権侵害の禁止」並びに「パートナーシップ証明」について定めており、罰則などは含まれていない条例です。

また、パートナーシップ宣誓証明書とは性的マイノリティである方が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを市が証し、人生を共に歩まれるお二人の幸せを願うもので、婚姻と異なり法的効力はありません。

市が周知・啓発を行うことで、職場でのパートナーへの福利厚生、病院での面会、生命保険の受け取り、携帯電話の家族割引提供、貸家のパートナーとの賃貸、住宅ローンの借り入れ、LGBTに配慮した商品開発や職場環境の整備等について、社会全体で性の多様性についての理解が進むよう取り組みを広げていきたいとのことでした。

当市においても、性の多様性を尊重する社会実現のため、時間をかけて慎重な議論が必要であり、市全体で理解を深められるよう市民、事業者だけではなく、中学生等へむけた啓発講座の実施などを検討すべきであると思われま